

所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は「所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託」（以下、「本業務」と言う。）の委託先について、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託

(2) 委託業務内容

別添「所沢市中核市移行啓発冊子・動画制作業務委託仕様書」（以下、「本仕様書」と言う。）のとおり。なお、仕様書は、この業務の優先交渉権者選定を行うためのものであり、実際の仕様書の作成に当たっては、優先交渉権者から提出された企画提案を尊重し、双方協議の上、一部変更ができるものとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 提案上限額

¥698,000（消費税及び地方消費税込）

※提案内容の規模を示すものであり、見積書がこの金額を超える場合は失格とし、提案内容の審査は行わない。

(5) 支払

委託料の支払いは原則として業務完了検査後の精算払とする。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(2) 参加資格の喪失

提案書等を提出した提案事業者が次のいずれかに該当する場合には、参加資格を喪失し、選定に参加することができない。

- ① 上記3 (1) の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提案書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 提出期限内に提案書等が提出されなかった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 上記①～④のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

4 実施スケジュール

下表のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

No.	項目	日程・期間等
1	公募開始（市ホームページ掲示）	令和8年4月27日（月）
2	参加申込書提出期間	令和8年4月27日（月）から 令和8年5月15日（金）
3	質問受付期間	令和8年4月27日（月）から 令和8年5月11日（月）午後3時まで
4	質問回答（市ホームページ掲示）	令和8年5月13日（水）
5	応募書類の提出期間	令和8年5月18日（月）から 令和8年5月29日（金）午後3時まで
6	審査	令和8年6月初旬
7	審査結果通知・公表 （市ホームページ掲載）	令和8年6月中旬
8	契約締結	令和8年6月中旬

5 参加申込み

(1) 提出書類

①参加申込

No.	提出書類	様式	備考
1	参加申込書	様式1	電子印を押印してください。

②応募書類

No.	提出書類	様式	備考
1	業務実績調書	様式2	
2	業務実施体制調書	様式3	
3	見積書	様式4	電子印を押印してください。
4	提案書	様式5	
5	作品	任意様式	以下の①・②をそれぞれ2点まで、提出してください。 ①執筆者（予定者）が過去に制作した作品又は新たに制作した作品

			②本業務と類似する動画作品
--	--	--	---------------

(2) 提出方法

上記4のスケジュールを確認の上、期限内に提出してください。

①参加申込書

以下の電子申請フォームから提出してください。電子申請以外の申請は受け付けません。

(URL) https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=117016

②応募書類

以下の電子申請フォームから提出してください。電子申請以外の申請は受け付けません。

(URL) https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=117015

(3) 様式等掲示場所

(URL) <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/chukakushi/mangatouitakuproposal.html>

なお、窓口等で直接配布は行わない。

6 質問票の受付及び回答

(1) 提出書類 (所沢市ホームページからダウンロード)

質問票【様式6】

(2) 提出期間

令和8年4月27日(月)から令和8年5月11日(月)午後3時まで

(3) 提出方法

以下の電子申請フォームから提出してください。電子申請以外の申請は受け付けません。

(URL) https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=117013

(4) 回答方法

令和8年5月13日(水)に市ホームページに公開する。その際、事業者名は公表せずに公表し、回答は、本実施要領及び本仕様書の追加及び修正とみなすこととする。

(5) 質問内容

質問は本実施要領、本仕様書及び提案書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。また、質問の内容によって、本プロポーザルによる優先交渉権者選定に公平性を保てない懸念が生じる場合は回答しないことがある。

7 審査方法

所沢市中核市移行普及啓発冊子・動画制作業務委託事業者選定委員会において審査を実施し、その結果を総合的に審査し、最も優れていると認められる者を優先交渉権者として選定する。

(1) 評価内容

評価項目	評価の着目点	満点(点)
業務目的	本業務の目的を十分に理解した提案となっていることを評価	5
表現力	効果的な表現手法・技術を提案していることを評価	15
独自性	仕様書に掲げる項目以上の有効な提案がなされていることを評価	10
遂行力	実施体制やスケジュール等が遂行可能な提案となっていることを評価	10
権利	権利関係等が適切に整理された提案となっていることを評価	5
実績	本業務と同様又は類似する十分な業務の実績があることを評価	10
価格	費用価格が妥当であることを評価	5

(2) 審査

提出された応募書類により書類審査を実施し、審査の結果は、令和8年6月中旬以降（予定）に当該審査を行った全事業者に対し、メールで通知する。

(3) その他

- ① 審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ② 得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- ③ 参加申込みが1者の場合でも、審査を実施する。
- ④ プロポーザル方式による選考後、優先交渉権者と事業内容や契約内容等を協議する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、審査の総合評価点が2番目に高い事業者と協議を進めるものとする。
- ⑤ 応募書類等の返却は行わない。また、提案書等の提出後、応募者の意向による再提出、追加及び修正は一切認めないものとする。

8 参加の辞退

(1) 提出書類（所沢市ホームページからダウンロード）

参加辞退届【様式7】

(2) 提出期間

令和8年4月27日（月）9時から令和8年5月29日（金）午後3時までとし、それ以降の辞退は認めない。

(3) 提出方法

事前に以下の担当へ日時等を連絡のうえ、持参すること。

- ① 住所：〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
- ② 担当課：所沢市経営企画部経営企画課中核市推進室（所沢市役所本庁舎高層棟3階）
- ③ 電子メール：corecity2030@city.tokorozawa.lg.jp
- ④ 電話番号：04-2998-9463
- ⑤ 担当者：大舘・桑畑・細谷・松下

9 その他

- (1) 提案内容について、契約の目的が十分に達成できないものであると所沢市が判断したときは、受託候補者を選定しない
- (2) 提出書類の作成のために所沢市より受領した全ての資料は、所沢市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、本事業以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 本申込を行うことによって本実施要領の一切の事項を了承したものとみなす。